

議事（1）

第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

1 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第2種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの4鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

また、法第4条に基づいて県が策定している第13次鳥獣保護管理事業計画の第6第4項において、県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、年度ごとに実施計画を策定することとなっている。

第13次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

（1）実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針

県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な特定鳥獣管理事業を実施するための実施計画を作成する。

なお、当該実施計画は、別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な実施に係る取組を推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け、連携を図る。

（2）計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域 (ただし、ツキノワグマにおいては警戒区域及び観察区域、ニホンジカ及びイノシシにおいては警戒区域を除く)	

2 各第二種特定鳥獣管理計画の管理が行われるべき区域 ※朱字下線は新計画からの追加市町村

計画名	管理が行われるべき区域	図面
第四期宮城県 イノシシ管理計画	県内全域（重点区域を指定し、重点区域以外を警戒区域とする） 重点区域：仙台市、 <u>石巻市</u> 、 <u>気仙沼市</u> 、 <u>登米市</u> 、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、 <u>松島町</u> 、 <u>利府町</u> 、大和町、 <u>大郷町</u> 、大衡村、色麻町、加美町及び <u>南三陸町</u> （28市町村）	<p>黄色は新計画からの追加市町</p>
第三期宮城県 ニホンジカ管理計画	県内全域（県内を原住区域、拡大区域A、拡大区域B、侵出抑制区域、警戒区域に区分） 警戒区域を除く区域を含む市町： 石巻市、気仙沼市、登米市、 <u>大崎市</u> 、 <u>栗原市</u> 、女川町、南三陸町 (7市町)	<p>拡大区域B 侵出抑制区域 警戒区域 拡大区域A 原住区域</p>
第五期宮城県 ニホンザル管理計画	県内でニホンザルの生息する10市町（金華山（石巻市）は除く。） 仙台市、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市、山元町及び大和町	
第四期宮城県 ツキノワグマ管理計画	県内全域（県内を重点区域、警戒区域、観察区域に区分） 重点区域：白石市、蔵王町、七ヶ宿町、 <u>村田町</u> 、 <u>柴田町</u> 、川崎町、仙台市、 <u>利府町</u> 、大和町、 <u>大郷町</u> 、大崎市、色麻町、加美町、栗原市、 <u>気仙沼市</u> (15市町)	<p>■ 重点区域 ■ 警戒区域 ■ 観察区域</p>

ニホンジカ管理事業実施計画書

令和4年度ニホンジカ管理事業実績報告書(県実施分).....	p3~8
令和6年度ニホンジカ管理事業実施計画書(県実施分).....	p9~14
令和4年度ニホンジカ管理事業実績報告書(市町村分).....	p15~24
令和5年度ニホンジカ管理事業実施計画書(市町村分).....	p25~33

令和5年8月

宮城県環境生活部自然保護課



令和4年度

ニホンジカ管理事業実績報告書(県実施分)

令和5年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和4年度ニホンジカ管理事業実施計画の実績と評価

宮城県

R4計画	R4実績	評価
<p>1 被害防除対策 イ 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施。</p> <p>ロ 被害防除技術研修会の実施。</p> <p>ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための普及啓発に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と被害軽減に向けた情報提供や助言を行う。</p>	<p>1 被害防除対策 イ 鳥獣被害防止総合対策交付金により、19事業実施主体における有害捕獲活動、わなの購入及び長入防止柵の設置等を補助した。 (仙台市、石巻市・女川町、気仙沼市、白石市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、南三陸町)</p> <p>ロ 地域の対策従事者や県・市町村担当者を対象とし、二ホンジカの生態や効果的な被害対策に関する研修会を開催し、人材育成による地域での対策推進を図った。 (12/23、19名参加)</p> <p>ハ 各普及センターに鳥獣害対策を支援する担当普及職員を配置。 農山漁村なりわい課主催の研修会(12/23)に鳥獣害担当普及職員(9名)を派遣し、ニホンジカの生態や、他県の対策事例を学んだ。</p>	<p>農山漁村なりわい課 農作物被害の軽減に向けて、引き続き交付金の活用により、被害防止体制整備や対策等について支援する。</p> <p>農山漁村なりわい課 各地域において効果的な被害対策が推進されるよう、引き続き研修会等を開催する。</p> <p>農業振興課 今後も担当普及職員を配置するとともに、研修を通じて知識を習得し、地域の鳥獣害対策への取組を支援する。</p>
<p>2 個体数管理 イ 捕獲目標(県全体):これまでの捕獲数と推定生息数の傾向から、符獣、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で5,400頭以上を目標とする。</p> <p>ロ 狩猟期間の延長(11月15日から11月1日に、3月15日までを3月31日までに)</p>	<p>2 個体数管理 イ 捕獲実績(県全体):4,872頭 ・県事業(指定管理鳥獣捕獲等事業) 1,257頭 ・市町村事業(有害鳥獣捕獲) 3,371頭 ・狩獵捕獲 244頭</p> <p>ロ 狩猟期間を11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月31日まで延長し、延長期間内に101頭捕獲した。</p>	<p>【自然保護課】 目標を下回る捕獲数となつた。引き続き捕獲圧の強化に努める。</p> <p>【自然保護課】 狩獵捕獲全体の約41%であり、捕獲圧の強化に一定の効果が見られた。</p>

R4計画	R4実績	評価
<p>ハ 猟獵捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩獵捕獲頭数が減っていることから、狩獵捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標600頭)を行う。</p> <p>ニ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標600頭)</p>	<p>ハ 狩獵捕獲に対する支援 補助事業により、126頭の捕獲実績があつた。</p> <p>ニ 指定管理鳥獣捕獲等事業により、1,257頭を捕獲した。</p>	<p>【自然保護課】 狩獵捕獲全体の約52%が本補助事業を活用しており、捕獲圧の維持に一定の効果が見られたが、さらに事業の周知に努めていく。</p> <p>【自然保護課】 目標頭数を大きく上回る捕獲頭数となり、捕獲圧強化に効果があつた。</p>
<p>3 生息地の適正管理 イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ シカ被害地域における再造林の推進のため、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布等、シカ被害対策に活用できる補助事業等の周知及び実施を支援する。</p>	<p>3 生息地の適正管理 イ 緩衝帯設置の推進 集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業等により研修会を開催し、環境整備の重要性を周知しながら対策の推進を図った。</p> <p>ロ •国庫補助事業やみやぎ環境税活用事業により、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布を支援し、シカ被害対策を併用した森林再造林を進めた。 △防鹿柵設置:石巻市874m(1件)、登米市1,266m(2件) △忌避剤散布:気仙沼市68.42ha(3件)、栗原市7.75ha(1件)、川崎町5.34ha(1件) △食害防護資材設置:登米市0.32ha(1件)</p> <p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から8月中旬までの期間内に除草を実施した。</p> <p>ニ 二ホンジカを対象、鳥獣とする10市町における計画の更新を支援した。 (仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、登米市、栗原市、柴田町、松島町、大和町、加美町) ※ R3.4未時点</p>	<p>農山漁村なりわい課 環境整備の推進について、引き続き地域の取組を支援する。</p> <p>森林整備課 ・引き続きシカ被害対策を支援し、森林の再造林を進めしていく。</p> <p>道路課 農山漁村なりわい課 適正な計画内容となるよう、引き続き計画の作成及び変更を支援する。</p>

R4計画	R4実績	評価
水 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での 対策を推進する。	水 地域の対策従事者や県・市町村担当者を対象とし、二 ホンジカの生態や効果的な被害対策に関する研修会を 開催し、人材育成による地域での対策推進を行った。 (12/23、19名参加) また、被害対策に係る知識及び技術の取得を目的とする、県・市町村担当者を対象とした農林水産省主催の 研修に参加。(6/21、18名参加)	農山漁村なりわい課 各地域において効果的な被害対策が推進されるよう、引き続き研修会を開催するほか、国主催の研修への参加を促す。
ヘ 車両等との事故により衝突死した個体について、県の道路 管理業務において、道路上からの除去や回収を行った。 (内訳: 東部管内73件、気仙沼管内16件)	ヘ 車両等との事故により衝突死した個体について、県の道路 管理業務において、道路上からの除去や回収を行った。 (内訳: 東部管内73件、気仙沼管内16件)	道路課
4 資源の活用及び残さの適正管理	4 資源の活用及び残さの適正管理	【自然保護課】 今後も継続して検査を行い、情報提供していく。
イ 放射性物質検査 平成29年12月13日から出荷が制限されているシカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していくとともに、出荷制限が一部解除されている指定食肉処理加工施設が受け入れた肉の全頭検査を実施した上で出荷する。	イ 放射性物質検査 県内各地から検体を採取し、ゲルマニウム半導体検出器で測定を行った。(国基準値(100Bq/kg)超過はなし) また、二ホンジカ肉については指定された食肉加工施設が受け入れた肉の全頭検査を実施した上で出荷を行った。(国基準値(100Bq/kg)超過はなし)	放射性物質検査 県内各地から検体を採取し、ゲルマニウム半導体検出器で測定を行った。(国基準値(100Bq/kg)超過はなし) また、二ホンジカ肉については指定された食肉加工施設が受け入れた肉の全頭検査を実施した上で出荷を行った。(国基準値(100Bq/kg)超過はなし)
5 その他	5 その他	【自然保護課】 生息状況にかかるモニタリング調査、捕獲に関する情報及び生息数推定は二ホンジカ管理の基礎情報であるため、今後も情報収集に努める。
(1) 調査研究 イ 生息状況調査 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、糞塊密度調査や区画法調査による生息状況調査を実施するとともに、基礎データの収集を行う。	(1) 調査研究 イ 生息状況調査 糞塊密度調査を35ルート(うち内陸部15ルート)、区画法調査を2箇所で実施した。	口 捕獲状況調査 ・狩猟捕獲、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業により生息分布等を把握した。 ・狩猟捕獲数、許可捕獲数、糞塊調査の1kmあたり糞塊数の3指標から、階層ベイズ法による生息数推定を行った。令和3年度末推定生息数16,254頭(95%信頼区間10,115～29,206) ハ 10月に石巻市(黒森山、硯上山、高浜、風越)と南三陸町(入谷、上保呂毛)で調査を行った。
口 捕獲状況調査 狩猟及び指定管理鳥獣捕獲等事業に係る「出獵カレンダー」で生息分布及び捕獲効率等を把握するとともに、有害鳥獣捕獲についても市町村に出獵カレンダーの提出について協力を呼びかける。	口 捕獲状況調査 好適生息環境となるいる植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。	二 女川町の伐採跡地に設置した防鹿柵内に植栽した広葉樹の生育状況を調査した。また、二ホンジカの生息域が拡大しつつある地域の50地点において、下層植生衰退度調査を実施した。

R4計画	R4実績	評価
<p>ホ 捕獲実施地域の条件に合った効率的な捕獲方法について調査する。</p> <p>ヘ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会</p> <p>ト 県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ト 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p>	<p>ホ 2月に餌誘引くくりわな流の実証試験を石巻市東福田及び登米市隼山町で実施した。</p> <p>ヘ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会及び検討・評価委員会を各1回開催し、県及び該当市町村の事業実施計画等について検証を行った。</p> <p>ト 县内5圏域(大河原、仙台、北部、東部、気仙沼)において地域連携会議を開催し、効果的な被害防止対策の実施に向け、情報交換等を行った。</p>	<p>ホ 林業技術総合センター 【自然保護課】 特定計画の実施状況を検討・評価するため、今後も継続的に開催する。</p> <p>ヘ 農山漁村なりわい課 近隣市町村との連携強化を図るため、引き続き連携会議等を開催する。</p> <p>ト 林業振興課 市町村や森林所有者に対し、被害防止技術を普及することができた。 引き続き技術普及及び被害情報周知を図る。</p>

令和6年度

ニホンジカ管理事業実施計画書(県実施分)

令和5年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和6年度ニホンジカ管理事業実施計画(案)

宮城県

※赤字はR5計画からの変更箇所

	R5計画	R6計画
	備考	備考
1 被害防除対策		
イ 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施。	1 被害防除対策 イ 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施。 ロ 被害防除技術研修会の実施。 ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。	農山漁村なりわい課 自然保護課・農山漁村なりわい課 農業振興課 普及指導員等が、有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。
2 個体数管理		
イ 捕獲目標(県全体)：これまでの捕獲頭数と推定生息数の傾向から、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で5,400頭以上を目標とする。	2 個体数管理 イ 捕獲目標(県全体)：これまでの捕獲頭数と推定生息数の傾向から、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整及び指定管理鳥獣捕獲等事業の合計で5,400頭以上を目標とする。 ロ 狩猟期間の延長(11月1日から3月31日まで)	自然保護課 自然保護課

R5計画	R6計画	備考
<p>ハ 犬獺捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猣捕獲頭数が減っていることから、狩猣捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標600頭)を行う。</p> <p>ニ 国の指定管理鳥獸捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標600頭)</p>	<p>ハ 狩猣捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猣捕獲頭数が減っていることから、狩猣捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標600頭)を行う。</p> <p>ニ 国の指定管理鳥獸捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標1,130頭)</p>	自然保護課
<p>3 生息地の適正管理</p> <p>イ 經衝帶設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ シカ被害地域における再造林の推進のため、防護柵の設置や忌避剤の塗布等、シカ被害対策に活用できる補助事業等の周知及び実施を支援する。</p>	<p>3 生息地の適正管理</p> <p>イ 經衝帶設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>ロ シカ被害地域における再造林の推進のため、防護柵の設置や忌避剤の塗布等、シカ被害対策に活用できる補助事業等の周知及び実施を支援する。</p>	<p>農山漁村なげい課</p> <p>森林整備課</p>
<p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から9月までの期間内に除草を実施する。 なお、除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。</p> <p>ニ 事業を円滑に実施するため「鳥獸被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獸被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 シカ対象21市町) ※ R4.4末時点</p>	<p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から9月までの期間内に除草を実施する。 なお、除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。</p> <p>ニ 事業を円滑に実施するため「鳥獸被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獸被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 シカ対象21市町) ※ R5.4末時点</p>	<p>道路課</p> <p>農山漁村なげい課</p>

	R5計画	R6計画	備考
本 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。	本 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。	本 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。	農山漁村なりわい課
4 資源の活用及び残さの適正管理 イ 放射性物質検査 平成29年12月13日から出荷が制限されているシカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していくとともに、出荷制限が一部解除されている指定食肉処理加工施設が受け入れた肉については、全頭検査を実施した上で出荷する。	4 資源の活用及び残さの適正管理 イ 放射性物質検査 平成29年12月13日から出荷が制限されているシカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していくとともに、出荷制限が一部解除されている指定食肉処理加工施設が受け入れた肉については、全頭検査を実施した上で出荷する。	4 資源の活用及び残さの適正管理 イ 放射性物質検査 平成29年12月13日から出荷が制限されているシカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していくとともに、出荷制限が一部解除されている指定食肉処理加工施設が受け入れた肉については、全頭検査を実施した上で出荷する。	自然保護課
5 その他 (1) 調査研究 イ 生息状況調査 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、糞塊密度調査や区画法調査による生息状況調査を実施し、階層ペイス法による生息数推定等の生息状況調査を実施するとともに、基礎データの収集方法や推定手法の改善について検討を行う。	5 その他 (1) 調査研究 イ 生息状況調査 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、糞塊密度調査や区画法調査による生息状況調査を実施し、階層ペイス法による生息数推定等の生息状況調査を実施するとともに、基礎データの収集方法や推定手法の改善について検討を行う。	5 その他 (1) 調査研究 イ 生息状況調査 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、糞塊密度調査や区画法調査による生息状況調査を実施し、階層ペイス法による生息数推定等の生息状況調査を実施するとともに、基礎データの収集方法や推定手法の改善について検討を行う。	自然保護課
ハ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。	ハ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。	ハ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。	自然保護課
二 好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。	二 好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。	二 近年、シカの生息密度が増加している県内陸部において、誘引効果の高い餌を調査する。	森林技術総合センター
三 林業技術総合センター	三 林業技術総合センター	ハ 糞塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。	森林技術総合センター

R5計画	R6計画	備考
<p>木　近年、シカの生息密度が増加している県内陸部において、誘引効果の高い餌を調査する。</p> <p>　　宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ト　地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p>	<p>木　宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、必要に応じて部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ト　地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p>	<p>林業技術総合センター 自然保護課</p> <p>農山漁村なりおい、 課</p>
	<p>(2) 市町村が作成する「市町村森林整備計画」で設定が可能な鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)について、被害を特に防止すべき森林において適切に区域を設定するよう市町村を指導するとともに、森林所有者等に対し、植栽木への食害及びその防除対策等について情報提供・技術指導を行う。</p>	<p>林業振興課</p>